

# 令和8年7月診療分から

## 乳幼児等・こども医療費の所得制限を撤廃します

洲本市では、令和8年7月診療分から乳幼児等医療費助成制度、こども医療費助成制度の所得制限を撤廃します。

乳幼児・こども医療費制度は  
こちら



### 1 対象者

0歳から18歳に達した最初の3月31日までの方で次の要件をすべて満たす方

- ①お子様・保護者等ともに洲本市に住所を有している方
- ②健康保険に加入し、保護者等の扶養を受けている方
- ③婚姻・事実婚状態にない方

※監護している保護者等が複数おり、いずれかが転勤等を理由に洲本市外で別居している場合は、その保護者は洲本市に住所を有するとみなします。

※お子様のみが進学のため一時的に洲本市外へ転出している場合は、監護している保護者等の住所地をお子様の住所地とみなします。

### 2 所得制限基準額

なし



#### 注意事項

令和8年1月1日時点で住民票が洲本市外にあった方、お子様の保護者等で洲本市以外で所得を申告している方は、令和8年度（令和7年中所得）の所得課税証明書が必要です。

（乳幼児等医療費助成制度、こども医療費助成制度では兵庫県の補助金を活用しています。補助金の対象であるかの判定には保護者等の所得等の確認が必要になるため、洲本市で課税状況が確認できない方は所得課税証明書の提出をお願いします。）

### 3 助成内容

区分	令和8年6月診療分まで	令和8年7月診療分から
対象者	通院・入院：0歳から高校生まで	通院・入院：0歳から高校生まで
助成内容	通院・入院が無料	通院・入院が無料
所得制限	・子の生計を維持する保護者等の市町村 民税所得割額の合計額が235,000円未満 (※1) ・0歳児のみ所得制限なし	<u>所得制限なし</u>

(※1) 住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除の適用前の額から、16歳未満の扶養親族1人につき19,800円、16歳以上19歳未満の扶養人数1人につき7,200円を控除した額

◇他の助成制度が適用になる場合は、適用後の自己負担分を償還払いにより助成します。

◇健康保険が適用されない診療、入院時の食事療養費、高額療養費該当部分、学校管理下での負傷・疾病、交通事故など第三者の行為による治療等は対象になりません。